

者の相続人が提出すべき復興特別所得税申告書について準用する。

6 所得税法第二百五十二条の六（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第二百五十二条の六第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が増加し、又は減少したことに基づいて、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じた場合について準用する。

第二十一条第三項中「をした日」を「の日」に、「復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第二十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等。次項から第六項までにおいて同じ。）が過大である」を「年分の復興特別所得税につき次に掲げる場合に該当することとなる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十七条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 第十七条第一項第四号又は第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

第二十一条第四項中「復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大である」を「年分の復興特別所得税につき前項各号に掲げる場合に該当することとなる」に改め、同条第五項中「規定は、」の下に「同法第百五十三条の四第一項に規定する有価証券等の譲渡又は同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済をした日の属する年分の」を加え、「同法第百五十三条の四第一項各号」を「同条第一項各号」に、「復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大である」を「年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなる」に改め、同条第六項中「第一百五十三条の五」を「第一百五十三条の六」に、「をした日」を「の日」に、「復興特別所得税申告書に係る国税通則法第十九条第一項に規定する税額等が過大である」を「年分の復興特別所得税につき第二項第一号に掲げる場合に該当することとなる」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 所得税法第百五十三条の五（同法第百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、相続の開始の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第百五十一条の五第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中

第三十九条第四項	第四十条第三項	所得税	所得税
所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号		所得税及び	所得税
		又は東日本	
		実施するた	
		別措置法	
以下この項			
う。）第二			

及び当該所得税に係る復興特別所得稅

を

第三十九条第四項 第二号	第一百五十一条の三第一項 第一条の二第二号	第一百五十一条の三第一項 第一条の二第二号	第三十九条第四項 第二号	第三十九条第四項 第二号	第三十九条第四項 第二号
同法第一百五十三条の三第一項	所得税法第二十一 条の二第二号	同法第一百五十三条の三第一項	同項	同法第一百五十三条の五	所得税
含む。)	む。)	含む。)	（特別 用する て準用する 所得税法第 十一条第六 条の二第二号	む。）	所得稅及び

当該所得稅に係る復興特別所得稅

税法第二百五十三条の二第一項各号

大震災からの復興のための施策を  
めに必要な財源の確保に関する特

(平成二十三年法律第百十七号。

において「特別措置法」とい

十一条第三項各号

条の三第一項(特別措置法第二十

項において準用する場合を含

百五十三条の三第一項(特別措置

条第四項において準用する場合を

に改め、

「(平成二十三年法律第百十七号)」を削り、

「第四十条

措置法第二十条の二第六項におい

場合を含む。)

百五十三条の五（特別措置法第二項において準用する場合を含

当該所得税に係る復興特別所得税

の三の三第十二項第一号及び第二号、第十三項並びに第十五項」を「第四十条の三の三第十六項第一号及び第二号、第十七項並びに第十九項」に、「第四十条の三の三第十六項」を「第四十条の三の三第二十項」に改め、同表災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の項の次に次のように加える。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する	第三条第一項 所得税法及び
所得税法、東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十	

る法律（昭和三十  
七年法律第百四十  
四号）

第十八条第一項			
を還付する	租税特別措置法	地方税法	、特別措置法第四章（第十一 条第一項を除く。）、地方税 法
と当該徴収された所得税の額 につき特別措置法第二十八条 第一項の規定により併せて徴	平成二十五年一月一日から平 成四十九年十二月三十一日ま での間に発行された租税特別 措置法	び	三年法律第百十七号。以下 「特別措置法」という。）及

	（次項前段又は同条第三項 （租税特別措置法第四十一条 の十二第五項に係る部分に限 る。）の規定により併せて還 付した額を除く。）に相当す る金額の全部又は一部とを併 せて還付する。この場合にお いては、特別措置法第二十八 条第六項及び第三十一条第三 項の規定を準用する
第十八条第二項 を還付する	と当該徴収された所得税の額 につき特別措置法第二十八条

第一項の規定により併せて徵  
收された復興特別所得税の額  
(前項前段又は同条第三項  
(租税特別措置法第四十一条  
の十二第五項に係る部分に限  
る。) の規定により併せて還  
付した額を除く。) に相当す  
る金額の全部又は一部とを併  
せて還付する。この場合にお  
いては、特別措置法第二十八  
条第六項及び第二十一条第三  
項の規定を準用する

## 項

置法第二十八条第一項

係る所得税	係る所得税及び復興特別所得	置法第二十八条第一項
申告書を 申告書と第二号に掲げる所得 税の額及び当該所得税の額に つき同項の規定により併せて 徴収された又は徴収されるべ き復興特別所得税の額（以下 この条において「対象源泉徴 収特別税額」という。）並び に当該対象源泉徴収特別税額 の計算の基礎その他財務省令 で定める事項を記載した申告	税	税

			第二十二条第一項	第二十二条第一項を還付する	書と併せて
第二十五条	第二十二条第三項	。) の	第六項の規定は当該復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合について準用する	及び対象源泉徴収特別税額に相当する復興特別所得税を併せて還付する。この場合においては、特別措置法第十九条	
同項各号	第四編第五章	額の	。) 又は対象源泉徴収特別税	第四編第五章及び特別措置法	
第二十三条第一項各号	第二十八条第一項				

第三十二条第一項

を支給する

と当該納付された金額につき  
特別措置法第二十八条第一項  
の規定により併せて徴収され  
た復興特別所得税の額に相当  
する給付金（以下この条にお  
いて「復興特別所得税過誤納  
相当額」という。）とを併せ  
て支給するものとし、特別過  
誤納金及び復興特別所得税過  
誤納相当額の支給があつた場  
合においては特別措置法第二  
十八条第六項の規定を、特別  
過誤納金及び復興特別所得税

項	第三十三条第二一 特別過誤納金	過誤納相当額の計算並びに特 別過誤納金及び復興特別所得 税過誤納相当額を未納の源泉 徴収に係る復興特別所得税及 び所得税に充当する場合につ いては特別措置法第三十一条 第三項の規定を、それぞれ準 用する
給付金	特別過誤納金及び復興特別所 得税過誤納相当額	給付金及び当該給付金の額に 百分の二・一を乗じて計算し た金額に相当する給付金

第三十三条第三項	特別過誤納金、復興特別所得 税過誤納相当額、	特別過誤納金、復興特別所 得税過誤納相当額	特別過誤納金、復興特別所 得税過誤納相当額	特別過誤納金、復興特別所 得税過誤納相当額
第三十三条第六項	特別過誤納金 稅過誤納相當額	第一項の特別過誤納金 第一項の特別過誤納金、復興特別所得 稅過誤納相當額	特別過誤納金又は 特別過誤納金又は 特別過誤納金及び復興特別所 得稅過誤納相當額又は	までに特別過誤納金 までに特別過誤納金、復興特 別所得稅過誤納相當額
第三十三条第七項	までに特別過誤納金	第一項の特別過誤納金 第一項の特別過誤納金、復興特別所得 稅過誤納相當額	特別過誤納金又は 特別過誤納金又は 特別過誤納金及び復興特別所 得稅過誤納相當額又は	までに特別過誤納金 までに特別過誤納金、復興特 別所得稅過誤納相當額

				規定する特別過誤納金
第三十七条第一項	第三十七条第一項	所得税に係る延滞税	規定する特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額	規定する特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額
第三十七条第二項	第三十七条第二項	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税の額及び復興特別所得税に係る延滞税
所得税に係る延滞税	所得税の額	税の額	所得税及び復興特別所得税又は	所得税及び復興特別所得税又は
所得税に係る延滞税	所得税の額	税の額	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税	所得税及び復興特別所得税に係る延滞税

第三十三条第八項を同条第十三項とし、同条第七項中「第五項に」を「第十項に」に改め、同項を同条

第十二項とし、同条第六項中「第三十三條第五項」を「第三十三條第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「復興特別所得税に係る租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条及び第六十三条において「」を削り、「」という。）」を「の規定の適用がある場合におけるこの章」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4 第一項に定めるもののほか、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 次に掲げる所得については、第九条及び第二十六条から第二十八条までの規定（二に掲げる所得及び居住者が支払を受けるホに掲げる所得については、同条の規定）は、適用しない。

イ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第一項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

ロ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第三項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

ハ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第五項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

二 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第五項に規定する第三国団体対象事業所得、同法第十一条第四項に規定する第三国団体対象国際運輸業所得、同法第十五条第七項の規定の適用がある同項に規定する第三国団体対象配当等、同条第八項の規定の適用がある同項に規定する非課税対象利子又は同法第十九条第五項に規定する第三国団体対象譲渡所得

ホ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第六項に規定する特定対象事業所得、同法第十一条第五項に規定する特定対象国際運輸業所得、同法第十五条第九項の規定の適用がある同項に規定する特定対象配当等又は同条第十項の規定の適用がある同項に規定する特定非課税対象利子

二 前号ニに掲げる所得につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第七項（同法第十一条第六項、第十五条第十二項又は第十九条第六項において準用する

場合を含む。）において準用する所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七条第五項及び第七項並びに第十八条第十二項から第十五項までの規定を準用する。

三 第一号ニ又はホに掲げる所得につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第八項後段（同法第十一条第七項又は第十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第十項後段（同法第十一条第八項又は第十五条第十四項において準用する場合を含む。）、第十二項後段（同法第十一条第九項又は第十五条第十五項において準用する場合を含む。）、第十四項後段（同法第十一条第十項又は第十五条第十六項において準用する場合を含む。）、第十六項後段（同法第十一条第十一項又は第十五条第十七項において準用する場合を含む。）、第十八項後段（同法第十一条第十二項又は第十五条第十八項において準用する場合を含む。）又は第十九項後段（同法第十一条第十三項又は第十五条第十九項において準用する場合を含む。）の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該所得につきこれらの規定により同法第十五条第九項に規定する控除後適用税率を控除する前の税率により計算した所得税の額を第十条第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

5 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第一項の規

定は、同項に規定する所得税等の非課税等に関する規定若しくは同項に規定する租税特別措置法の規定の適用により、又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第五条第三十項の規定が適用されないことにより、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等に関し、その内容が異なることとなつた場合について準用する。

6 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項及び第三項の規定は、同条第一項の国税庁長官の確認があつたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は非居住者である外国居住者等（同法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。次項において同じ。）の各年分の復興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

7 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項の規定は、居住者又は非居住者である外国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき同法第三十二条第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）において準用する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条及び第六十三条

において「租税条約等実施特例法」という。) 第七条第一項又は第二項の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となるときのその更正を受けた居住者又は非居住者である外国居住者等について準用する。この場合において、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第五項中「所得税法第一百五十三条の項及び」とあるのは、「所得税法第一百五十三条の項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項又は第三項(国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等)(これらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第七項(復興特別所得税に係る所得